

京葉銀カード加盟店規約 改定箇所

(2025年4月改定)

改定前	改定後
<p>第2条（定義）</p> <p>本規約において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。</p> <p>（2）カード</p> <p>下記①から③に記載したクレジットカード等（デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物または番号、記号その他の符号を含む）のうち、当社が指定するものをいいます。</p> <p>第7条（信用販売の方法）</p> <p>1. 加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、C A T等を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、実行計画に掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、カードの真偽、<u>売上票</u>其他媒体に署名を求める、または、会員が正しい暗証番号を入力したことを確認するとともに、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>本規約において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。</p> <p>（2）カード</p> <p>下記①から③に記載したクレジットカード等（デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物または番号、記号その他の符号、<u>非接触 I Cカードの機能を搭載したカード等、携帯電話等の電子機器およびその他の媒体</u>を含む）のうち、当社が指定するものをいいます。</p> <p>第7条（信用販売の方法）</p> <p>1. 加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、C A T等を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、実行計画に掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、カードの真偽の<u>確認および</u>売上票其他媒体に署名を求める、または、会員が正しい暗証番号を入力したことを確認するとともに、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下</p>

という。)に該当しないことを確認して、信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。また、何らかの理由（故障、電話回線障害等）でC A T等の使用ができない場合は、第3項の手続きを行うものとします。

第19条（不正利用被害の負担）

2. ICカードの取引において、会員の暗証番号失念への一時的な救済措置として行うPINスキップ機能（PINバイパス）を利用することについては、当社が加盟店に対して別途書面またはこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、前項の適用との関係では、加盟店が、クレジットカードの提示者とクレジットカードの名義人との同一性の確認において実行計画に定められた措置を講じていないことをもって直ちに「第7条によることなく信用販売を行った場合」とはみなさないものとします。

3. 本条第1項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないものとします。

「不正利用」という。)に該当しないことを確認して、信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。また、何らかの理由（故障、電話回線障害等）でC A T等の使用ができない場合は、第3項の手続きを行うものとします。但し、会員から提示されたカードが非接触ICカードの機能を搭載した携帯電話やその他の電子機器等の場合は、第3項の手続きは行わないものとします。

第19条（不正利用被害の負担）

2. 前項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないものとします。